

日立労組「青年・婦人対策部」の廃止は、 青年の雇用を軽視したツケ

7、8月の日立労組本部・支部の定期大会で「青年・婦人対策部及び青年女性委員会」の廃止が提案され可決されました。

青年・婦人の現状課題として

＊新規採用者の高学歴化、
＊専任職（旧技能職）採用の減少等による青年層の減少
＊仕事と家庭の両立支援や女性の活性化の強化等としています。

青年の「使い捨て」は許されない

職場で青年が働いていないわけではありません。多くの青年が製造部門で働いています。

しかしそのほとんどが期間派遣やアルバイト、不安定雇用の青年たちです。20代から40代、時給約1000円から1200円の低賃金、いつ雇い止めになるか不安な日々が続きます。

派遣労働者の雇用受入れは勤労ではなく資材部

派遣労働者の雇用関係は資材部が担当しています。見積

書等は一般購入品目となっており、契約更新には評価表の提出が求められ、まさに部品や物あつかいです。

専任職の正規雇用拡大を

青年に希望のもてる職場を保障できない国や企業に未来はありません。社会保障費も払えず、結婚し家庭をもつても維持する事も出来ない状態を一刻も放置しておくことはできません。

日立は今、「マネーゲームはむなし」「つくろう」をテーマに物づくりの大切さをキャンペーンしています。技術・技能の空洞化はますますし、技能の伝承はまったなしの状態です。この面からも、専任職の正規雇用拡大が強く求められています。

労働組合の果たす役割は大きい

労働組合も、専任職の雇用を提案していますが、会社の利潤追求に協力するあまり職場労働者の雇用状態を軽視していたと言われているのではないかではないでしょうか。



はまなす(知床)

「痛みを耐えて」良いことありましたか？

もとを正せば、小泉内閣の大企業本位の「構造改革」「規制緩和」にあります。ながい間、培われてきた労働者保護の労働法制を次々改悪し、現業部門にも派遣労働を認めるなど、働くルールや社会保障を次つぎ切り捨て、「痛みを耐えれば、希望ある明日がある」ところか「痛みを耐え切れず、瀕死の重傷状態」となっているのではないのでしょうか。

次世代を見据えたCSR活動をV

先日、CSR（企業の社会的責任）活動の報告がインターネットに掲載されました。

その一部に子育て支援の一環として、育児休暇の取得者、介護休暇の取得者、短時間勤務の活用者の男女別人数が載っていました。

育児休暇では、女性が209名に対して、男性はわずか1名しか取得していません。

しかも男性の取得者数は育児休暇法で定められた企業の義務要綱の最低の人数を満たしたに過ぎません。制度として法的に整備された環境であっても、まだまだその実効性に欠けるさまざまな弊害があります。それら弊害―成果主義による技術者の長時間労働、女性昇進、昇格を妨げられるのではないかと、意識―これらを一つ一つとり除いていかないと、法制度も絵に描いた餅に過ぎなくなってしまう。

物づくりや次世代支援対策をいかに企業が真剣に受けとめてビジョンをもって取りくむかは、利益最優先の施策だけでは限界があります。次世代を見据えた施策が急務ではないでしょうか。

▲CSRとはV企業の社会的責任 人権・労働・環境を重視する経営の徹底と情報公開の義務強化等

気になるメンタルヘルス疾患のひろがり

成果主義賃金制度と「H Iワーク」制度により、職場では長時間労働が蔓延しています。

会社が労働時間管理を放棄し、自己管理にゆだねたことが長時間労働を表面化させず、膨大なサービス労働を生む原因になっています。

「最近、あいつ見かけないな」「なんか病気になるよ」そんな会話がかわされます。今、その様ななか、若者たちにうつ病などメンタル疾患がひろがり、日立関連の職場でもメンタルヘルス疾患が30代を中心に増加しています。会社は「メンタルヘルス疾患対策」を大きな課題として「対策」に取り組んでいますが、原因となっている過重労働や「成果主義」によるノルマの強制に手をつけず、根本的な解決にはなっていません。

湘南の海

今年のは先の大戦後60年、様々な平和への集いが各地でとりくまれました。マスメディアでも

特集記事やドラマ等の番組で平和の尊さ、戦争の悲惨さなどを伝えていました▼とりわけ平和のシンボルである戦争の放棄をうたった、憲法九条を守ることを一致点として発足した「九条の会」が、全国津々浦々に誕生し、三千以上の会に発展しました▼小田原地域でも「西湘九条の会」ができ、秦野市でも「九条の会」準備会が結成され、学者・文化人・医師・教師・労働組合等の呼びかけで活動を広げています▼いま、憲法九条を含め改憲勢力が自民党、民主党等大多数をしめています▼今度の選挙では、郵政民営化や年金・社会保障・サラリーマンへ増税問題等とともに憲法改定も重要な選択のひとつとなっています▼戦後60年日本はどここの国とも戦火を交える事なく、一人の戦死者も一人の戦争犠牲者も出していない▼憲法九条のもと平和で夢や希望の溢る生活を営むことができました。次の世代への贈り物であり、引き継ぐものとして貴重なわれわれの財産でもあります。